

志學館大学自己点検・自己評価要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、志學館学園が定める志學館大学及び鹿児島女子短期大学に係る自己点検・自己評価に関する規程（以下「学園点検・評価規程」という。）、志學館大学学則第2条第3項及び志學館大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、志學館大学（以下「本学」といい、志學館大学大学院を含む。）における自己点検・自己評価（以下「点検・評価」という。）に関し必要な事項を定める。

(実施事項)

第2条 本学の行う点検・評価は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 学則第2条第2項及び大学院学則第3条第2項に定める認証評価に関する事項
- (2) 志學館学園が定める本学の中期・短期事業計画に係る点検・評価に関する事項
- (3) 本学の業務に係るその他の点検・評価に関する事項

(組 織)

第3条 本学に、学園点検・評価規程第3条第3項の規定に基づき、前条に定める事項を実施するために、点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 各学長補佐
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認めた者 若干名

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 第5条第3項に定める部会の委員は、当該部会が関わる議事を審議する場合には、出席させ意見を聴くものとする。

7 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(実施部会)

第5条 委員会に、別表に定める実施部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、第3条第2項に定める委員の中から学長が指名する。

3 部会員は、前条第2項に定める委員以外の教職員の中から学長が指名する。

4 部会の運営には、第4条を準用する。その場合、委員会は部会と、委員長は部会長と読み替える。

(任 務)

第6条 点検・評価委員会は、当該年度に実施する点検・評価項目を選択し、決定するものとするとともに、各部会に、定められた点検・評価項目に従い、点検・評価の実施計画を策定させ、実施させるものとする。

2 各部会は、当該年度に実施した点検結果を分析・評価し、点検・評価委員会に報告するものとする。

3 点検・評価委員会及び各部会は、学内の他の委員会及び事務局等に実施業務の一部を付託することができる。

4 点検・評価委員会は、当該年度に実施した点検・評価結果をとりまとめるとともに、必要な場合、対策を策定し、合同教授会又は各学部教授会の意見を聴いて、学園総括委員会に報告するものとする。

5 点検・評価委員会は、前項の点検・評価結果について、必要に応じ、学則第2条第2項及び志學館大学大学院学則第3条第2項に規定する文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）に関する実施計画を作成し、実施するものとする。

(結果の活用)

第7条 点検・評価委員会は、実施した結果を学内に周知するとともに、第6条第4項に定める対策及び理事会の指示に従い改善に努めるものとする。

(事 務)

第8条 点検・評価委員会の事務は、総務課が処理する。ただし、必要な場合、点検・評価事項を所掌する課に処理業務の一部を付託することができる。

附 則

この規程は、平成4年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月30日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月31日から施行する。

別表（第5条関係）

実施部会名	任務	備考
第一部会	認証評価に関する事項	部会長、部会員若干名
第二部会	志學館大学短期事業計画に係る点検・評価に関する事項	部会長、部会員若干名
臨時部会	その他の点検・評価に関する事項	部会長、部会員若干名